

請願・陳情の区議会HP上での公開について

1 諮問事項提案会派

公明党

2 提案理由

本件は、板橋区の情報公開条例における公文書原則公開の規定や、議会基本条例前文に「区民に開かれた、区民参加の議会」「徹底した情報公開」と謳っている理念に鑑みて、陳情の願意に拘束されることなく、議論を深め結論を出すべきである。よって、議会運営委員会の諮問事項として提案する。

3 関連する陳情

陳情第 11 号 陳情等の区議会ホームページ上での公開を求める陳情

陳情第 43 号 陳情等の区議会HP上での公開を求める陳情

4 23 区の状況

23 区中 12 区が請願・陳情をホームページ上で公開している。このうち、2 区が要旨のみを、10 区が全文を掲載している。

なお、区議会ごとに請願・陳情の付託（審査）除外基準が異なることや、陳情については所管委員会の委員に送付するにとどめ、審査を行わない区議会があることに留意が必要である。

5 板橋区議会の現状

- (1) 請願・陳情の写し（個人情報をマスキングしたもの）を、委員会室の傍聴席に閲覧用資料として 15 部を備えているほか、区議会事務局及び区政情報課の窓口でも閲覧が可能である。
- (2) 情報公開条例に基づく請求があった際には、個人情報をマスキングしたものを公開している。
- (3) ホームページには、受理された請願・陳情の最新の審査状況と、結論の出た請願・陳情に対する議員ごとの表決態度を掲載している。

6 検討内容

請願・陳情をホームページ上で公開する妥当性等を確認した上で、公開する場合の基本的な考え方を検討した。その上で、請願・陳情を公開することによる弊害及び対応案について検討を行った。

7 公開する理由及び公開する場合の基本的な考え方

(1) 公開する理由

- ① 議会は、区民に開かれた議会を実現し、議会の信頼性を確保するため、議会に関する情報公開を推進するものとする（板橋区議会基本条例第3条第2項）。
- ② 議決した請願・陳情の「内容及び議決に至るまでの議論の過程を区民に分かりやすく説明する責務（同第10条）」を果たす。
- ③ 現在、ホームページに掲載している請願・陳情に対する各議員の態度の公表（同第8条第1項第3号）に加え、請願・陳情の内容を公開することで、より一層の情報公開を進める。

(2) 公開する場合の基本的な考え方

- ① 委員会に付託されたすべての請願・陳情を、議会の責任において公開する（公開・非公開の区別をすることは、区民の知る権利や開かれた議会を進めることと矛盾するため、提出者や議会の判断により、公開の可否を判断しない）。
- ② 請願・陳情の全文をホームページに公開する。
- ③ 付託除外となった請願・陳情は公開しない。
- ④ 請願・陳情者の住所・氏名等の個人情報にはマスキングを行う。

ホームページ上での公開にあたっては、提出者から同意を得るべき（同意を得られない場合は非公開とすべき）との意見があったが、提出前に公開前提である旨を事前に周知しておくことを想定している。

8 実施にあたっての課題

請願・陳情をホームページ上で公開する場合は、その内容により、(1)～(4)の弊害が生じるおそれがある。

- (1) 個人情報が漏えいする
- (2) 事実と異なる又は明らかでない内容を掲載することにより、風評被害が生じる
- (3) 自らの思想・信条を主張したい方の広告塔として利用される
- (4) 私人間の紛争に影響を与えてしまう

9 課題の対応案

(1) 請願と陳情を区別し、請願のみを公開する

○請願

憲法第 16 条の定めるところにより国民の基本的人権の一つとして保障されている請願権に基づくもの。

○陳情

法律上保障された権利の行使として行われるものではなく、事実上の行為である。

請願と陳情はその性格がまったく異なるものであることから、区別して扱うこととするものである。

請願には議員の紹介が必要であるが（地方自治法第 124 条）、紹介議員は請願の内容に賛成を表すものでなければ、紹介すべきではないとされており（行政実例昭和 24 年 9 月 5 日）、あらかじめ議員が内容を確認していることから、請願についてはホームページ上での公開が可能であると考えられる。

請願・陳情については区別することなく、同じタイミングで公開に踏み出すべきとする意見があったが、請願と陳情はその性格が異なるものであるため、区別して公開することも一理あると考える。

(2) 付託除外基準の内容又は運用の見直しを行う

前記 8 の弊害が生じるおそれがあり、ホームページ上での公開に適さないと考えられる陳情は、公開を原則とする議会における審査にもなじまないものと考えられることから、付託除外基準の内容又は運用を見直し*、当該陳情を付託除外とすべきである。

* 内容又は運用の見直しについては、次のような意見があった。

①	付託除外基準 5 「その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」を適用し、付託除外とする（付託除外基準は変更せず）。
②	付託除外基準に関する諮問事項を先議すべき 付託除外基準については、下記 2 つが議会運営委員会の諮問事項となっているため、この結論を踏まえた上で、ホームページ上での公開を検討すべき。 【諮問事項 No. 2】「請願・陳情付託除外基準の拡大について 私人間の争いに関する陳情(民間紛争)を付託除外とする」 【諮問事項 No. 12】「意見書等の提出に関する陳情の取扱いについて」

10 結論

- (1) 請願・陳情のホームページ上での公開にあたっては、実施に伴う課題を解決する必要があるため、議会運営委員会において、付託除外基準の内容又は運用の見直しの可否について検討を行う必要がある。
- (2) その上で、請願と陳情を区別し、当面は請願のみを公開する。